感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示(案)について(概要)

令 和 5 年 5 月 厚生労働省健康局結核感染症課

1. 改正の趣旨

- ① 感染症指定医療機関医療担当規程(平成11年厚生省告示第42号)の一部改正
 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。 以下「感染症法」という。)第38条第3項の規定により、感染症指定医療機関は、厚生 労働大臣の定めるところにより公費負担医療を担当することとされており、具体的には、 感染症指定医療機関医療担当規程に従って医療を担当することとされている。
 - 今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する 法律(令和4年法律第96号。以下「一部改正法」という。)により感染症法第6条第12 項が改正され、感染症指定医療機関として、都道府県が医療措置協定を締結し、感染症 発生・まん延時において、一般病床を感染症病床に切り換え、感染症患者の入院を受け 入れる医療機関である第一種協定指定医療機関と、発熱外来や宿泊・自宅療養者等の外 出自粛対象者(以下「外出自粛対象者」という。)の宿泊・自宅療養を行う医療機関で ある第二種協定指定医療機関が創設された。
 - これに伴い、感染症指定医療機関医療担当規程を改正し、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関における医療に関し、所要の規定を整備する。
- ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に 基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準(平成11年厚生省告示第43号) の一部改正
 - 感染症法第38条第2項の規定により、厚生労働大臣の定める基準を踏まえて都道府 県知事が感染症指定医療機関を指定することとされており、感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定め る感染症指定医療機関の基準により、その基準を示している。
 - 今般、一部改正法により感染症法第6条第12項が改正され、感染症指定医療機関として、都道府県が医療措置協定を締結し、感染症発生・まん延時において、一般病床を感染症病床に切り換え、感染症患者の入院を受け入れる医療機関である第一種協定指定医療機関と、発熱外来や外出自粛対象者の宿泊・自宅療養を行う医療機関である第二種協定指定医療機関が創設された。
 - これに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準を改正し、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関の基準を示す。

2. 改正の概要

- ① 感染症指定医療機関医療担当規程の一部改正
 - 外出自粛対象者に対応する第二種協定指定医療機関が追加されたため、感染症指定医療機関の対象の患者を示している規定に外出自粛対象者を追加する。(第3条、第5条、第8条、第11条及び第13条)

- 感染症指定医療機関における入院について定めている規定中、対象の感染症指定医療 機関から第二種協定指定医療機関を除く。(第4条)
- 感染症指定医療機関が備えるべき病床について、第一種協定指定医療機関の病床を追加する。(第6条第4号(新設))
- 第二種協定指定医療機関が提供するべき医療等について、新たに規定する(第7条)。
 - (1) 発熱外来を実施する医療機関について (第7条第1号)
 - ・ 受診する者同士が可能な限り接触することがなく、診察することができることその他院内感染対策を適切に実施しながら提供する外来医療であって、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて行う診療
 - (2) 外出自粛対象者への医療の提供を実施する病院又は診療所について(第7条第2号)
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて行う、外出自粛対象者に対するオンライン診療等の医療
 - (3) 外出自粛対象者への医療の提供を実施する薬局について(第7条第3号)
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて行う、外出自粛対象者に対する医療
 - (4) 外出自粛対象者への医療の提供を実施する指定訪問看護事業者について(第7条第4号)
 - 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて行う、外出自粛対象者に対する医療
- 第二種協定指定医療機関に薬局が含まれることから、第 11 条中「診療録」を「調剤 録」と読み替える規定を置く。(第 14 条第 1 項)
- ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に 基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準の一部改正
 - 第一種協定指定医療機関の指定の要件として次の要件を新設(新第3)
 - ・ 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置 を実施することが可能であること。
 - ・ 患者等がお互いに可能な限り接触することがなく、診察することができること等の 院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。
 - 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。
 - 第二種協定指定医療機関の指定の要件に次の要件を新設
 - (1) 発熱外来を実施する医療機関について(新第4)
 - ・ 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措 置を実施することが可能であること。
 - ・ 受診する者同士が可能な限り接触することがなく、診察することができること等 の院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること。
 - (2) 外出自粛対象者への医療の提供を実施する病院又は診療所について(新第4の2)

- ・ 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措 置を実施することが可能であること。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対してオンライン診療等の医療を提供する体制が整っていると認められること。
- (3) 外出自粛対象者への医療の提供を実施する薬局について(新第4の3)
 - ・ 当該薬局に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を 実施することが可能であること。
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して医薬品等対応(調剤・医薬品等交付・服薬指導等)を行う体制が整っていると認められること。
- (4) 外出自粛対象者への医療の提供を実施する指定訪問看護事業者について(新第4の 4)
 - ・ 当該指定訪問看護事業者に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染 防止等の措置を実施することが可能であること。
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して訪問看護を行う体制が整っていると認められること。
- その他所要の改正を行う。

3. 適用日等

○ 告示日:令和5年5月中旬(予定)

○ 適用日:令和6年4月1日